

Business
Report
No.1411

ゆびすい 経営レポート

今月のトピック

Part 1

ふるさと納税制度を拡充する方針
控除限度額を2倍に引上げの方向

今月のトピック

Part 2

「全社メール」で部下を叱責するのは
全社員の前で叱りつけるのと同じ



信頼と安心、そして未来へ…
YUBISUI

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

☎ 0120-640-171

詳しくは中面をご覧ください!! ▶▶

OPEN
ここを開いてください!

今月のトピック
Part 1

ふるさと納税制度を拡充する方針 控除限度額を2倍に引き上げの方向

「ふるさと納税」は、自分が住んでいる住所地以外の地方自治体に税を寄附（納税）して特産品を受け取り、しかも確定申告すれば、所得税や住民税の税額控除を受けられる。

年々、人気が高まるなか、総務省は税制改正で制度を拡充する方針を固めた。政府は地方活性化に本腰を入れるため、新たに「まち・ひと・しごと創生対策本部」を設置し、ふるさと納税もその起爆剤のひとつにしたい考えだ。

ふるさと納税は、寄附金のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税、個人住民税から全額が控除される仕組みだ。住民税の控除の上限は所得割額の1割。例えば、年収700万円の給与所得者（夫婦なしの場合、所得税の限界税率は20%）が、地方団体にに対し3万円の寄付をした場合、控除額は2万8,000円となる。

総務省はこの控除制度を簡易化することや限度額を2割に引き上げる方向で検討している。上記の年収700万円の夫婦なし世帯の場合、現在、寄附金控除対象の寄附の上限は5万5,000円で、ここから2,000円の自己負担分を引いた全額が軽減されるが、上限が2倍に引き上げられる

と、単純計算で11万円までが寄附金控除の対象になり、控除額は最大で10万8,000円になる。また、寄附を受けた自治体から寄附者が住む市区町村へ情報を伝えることで、寄附者が役所に行かなくても控除を受けられる仕組みが検討されるという。



税理士の目

税理士 高田祐一郎

ふるさと納税は、税理士の間でも話題の制度です。例えばA市に1万円を寄付すると、A市から5千円相当の特産品が贈られてきます。さらに他の市にも1万円ずつ、合計5万円寄付すると、合計2万5千円相当の特産品が届きます。ポイントは、確定申告により、この寄付金5万円に対して、所得税・住民税合わせて4万8千円の控除があることです。したがって、実質負担2千円で、2万5千円相当の特産品を入手することができます。ふるさと納税特産品検索サイトを活用して、寄付されてみてはいかがでしょうか。



グループ企業だからこそ提供できる完全経営サポート

充実の完全ワンストップ

創業65年を超える信頼と実績

200名を超える専門スタッフ

主要都市を網羅する全国展開

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

TEL: 0120-640-171

Mail: kigyo-info@yubisui.co.jp

「全社メール」で部下を叱責するのは 全社員の前で叱りつけるのと同じ

最近は、メーリングリストを使って特定のメールアドレスに送るだけで、全社員または関係部署全員等にメールを流すケースが増えています。

こうした「全社メール」は、一人ひとりアドレスを探して入力する必要がないので、手短に情報伝達ができて便利です。しかし一方で、話の流れからつい部下を叱責してしまうことにもなりかねません。特定の社員を全社メールで叱責すると、全社員の目の前で叱りつけるのと同じ。取り扱いには注意が必要です。

■ 全社メールを使う必要性、合理性、相当性を考えよう

社長「〇〇の件はどうなっている？」

社員「すみません。現在保留となっています」

社長「どうして保留なんだ？ 事情を説明しろ！」

部下「先方の担当者さんから『もう少し検討したい』と言われました」

社長「今後どうするのか、反省文を書け！」

こんなやり取りがメールで展開されるケースは珍しくありません。しかし、これが全社員に届く「全社メール」でのやり取りだったら、受け取った社員はどう思うでしょう？

間違いなくその社員は大きな傷を負います。まるで全社員の前で叱りつけられたのと同じ。メールは文字情報が残るので、余計傷つきます。場合によってはパワハラとも解釈されかねません。

部下を叱責するのに、全社メールを使う必要性、合理性、相当性はどれだけあるのかを考えてみましょう。全社メールの流れで、どうしても叱責しなければならなくなったら、該当社員単独に宛てたメールに切り替えるなど配慮が必要です。利用方法を間違えるとパワハラ問題に発展し、慰謝料等を請求される可能性があるでしょう。

■ 「褒めるときは全社員の前で。叱るときは個別に」

これは社員指導の鉄則で、多くの社長さんに浸透しています。メールでのやり取りでも同様なのです。

社労士の目

特定社会保険労務士
川本祐介

叱るときは個別に行うのが大原則ですが、ときに例外が発生してしまうかもしれません。例えば、叱責する内容が社員のうっかりミスであった場合、その一人だけを叱責して片付けてしまうよりも、全社メールでそのミスを情報共有して注意喚起する方が望ましいこともあります。ただし、そのような事情があっても、できる限り名前を伏せる等して、誰のことかわからないようにする配慮をすべきです。名前を伏せても誰のことかわかってしまう場合は、その社員に対し、「今後のミスを防ぐために、あなたには悪かったがあえて全社メールにさせてもらった」等と声をかけて、念入りにフォローすることが必要です。

ゆびすいは、契約前の「相性マッチングサービス」をお勧めしています

契約までに何をするの？

- ☒ お客様のニーズをヒアリングにてご確認致します
- ☒ 過去の決算分析からお客様の会社の強み、弱みを把握し、ご説明致します
- ☒ これからの企業経営についてご提案致します

これらの業務を通じて、
ゆびすいの担当者との相性を
ご確認頂きます。

ご親族、お知り合いの方などで、 「お困りの方」は、いらっしゃいませんか？

企業経営、税金、起業、不動産、相続、人事労務、その他あらゆる疑問、お悩みを

税理士	社会保険労務士	司法書士
公認会計士	中小企業診断士	ファイナンシャルプランナー

など、各分野の専門家がご相談に応じます。

----- お気軽にご連絡、ご紹介下さい。 -----

ご親族、
お知り合いの方が...

- 『独立開業』を考えている。
- 『相続』について、税金・財産分割・生前贈与・遺言・名義の変更などで悩んでいる。
- 『不動産や株』などの売却、購入をした、又は考えているが、税金や名義変更についてアドバイスが欲しい。
- 商売を営んでいるが、節税、財務、人事労務、その他経営に関する『質の高いアドバイスをしてくれる専門家』を探している。

etc...

ご紹介、無料相談の流れ

- 1 まずはお電話、又は直接弊社スタッフに相談者様についてお伝え下さい。
0120-640-171（月～金 9:00～17:00）
↓
- 2 弊社スタッフが相談者様にお電話、メール等にてご連絡差し上げます。
※ ご相談者様が直接弊社にご連絡いただいても構いません。その際はご紹介者様のお名前をお伝え下さい。
↓
- 3 お電話、又はご来社いただき相談者様の疑問について対応いたします。（初回相談60分無料）
※ ご相談の日時はお客様のご都合に合わせ、柔軟に対応いたします。
また、お客様のご都合によりお客様のもとへ直接お伺いすることも可能です。
↓
- 4 無料相談後、有料サービスのご依頼がある場合には、お見積りをさせていただきます。
↓
- 5 お見積りを検討していただき、ご納得いただければ正式に契約成立となります。
高品質なサービスを誠実に提供することをお約束いたします。

よくあるご質問

- Q. 相談者は売上もまだ少ない個人事業者ですが、紹介してもよいのですか？
- A. 是非ご紹介下さい。弊社のお客様は個人商店から上場企業様まで多岐にわたります。小規模な個人事業者のお客様もたくさんいらっしゃいますのでご安心下さい。
- Q. 相談者に現在契約している税理士がいるのですが、無料相談は可能ですか？
- A. 可能です。通常の税務相談や申告書作成については現在ご契約されている税理士に依頼し、その他顧問税理士に相談しにくい案件について弊社にご相談いただければと思います。是非一度お問い合わせ下さい。

ご紹介いただきましたお客様は、ゆびすいグループが責任をもってお手伝いをさせていただきます。

初回60分相談無料

TEL : 0120-640-171